

聴覚障害者制度改革推進中央本部 御中

障害者福祉施策に関する公開質問状の回答

回答日：2012年11月27日

政党名：社民党

回答者：小林わかば

1. 障害者総合支援法について

障害者総合支援法は、障害者自立支援法看板の書き換えで応益負担の仕組みを残すものです。障害当事者らが求めていた抜本的な見直しには至りませんでした。ただ、ここであきらめることなく、総合福祉部会の骨格提言を一步でも実現していくことが重要です。骨格提言は障害程度区分を廃止し本人のニーズにあったサービスにすること、利用者負担は原則無料にすることなどを盛り込んでいます。障がい者制度改革推進会議は廃止されましたが、同様の当事者参加を保障した開かれた場を設置し、検討事項などに取り組んでいかなければなりません。

2. 市町村等のコミュニケーション支援事業について

昨年の障害者基本法改正によって、「地域社会における共生、言語（手話を含む）等の意思疎通手段の選択の機会の確保」が基本原則に示されました。大きな前進です。盲ろう者に対する通訳・介助者の養成、派遣事業を都道府県の必須として制度を整えます。コミュニケーション支援事業は、市町村または都道府県が行う地域生活支援事業に位置付けられています。そのため自治体の財政力によって格差が生じています。自立支援給付に移行させ予算を確保します。

3. 意思疎通支援従事者派遣事業について

意思疎通支援従事者とコーディネーターは車の両輪だと考えます。コミュニケーション支援事業を大幅に改善し、きちんと機能する制度の整えること、報酬の設定など具体的な課題を検討することが必要です。

4. 行政機関における聴覚障害者のコミュニケーション手段について

行政サービスを市民が活用できるようにするためには、行政機関における情報アクセスの保障が非常に重要です。自治体職員、相談員の専門員の専門性を高めるためにも手話の研修などを充実し、人材の育成をはかるべきです。

5. 政見放送、選挙時の情報保障について

5-1) について

選挙の政見周知（政見放送・個人演説会等）のために必要な手話通訳については、すべ

て選挙管理委員会の公費による平等な派遣制度を新設します。要約筆記の取り組みについて支援します。聴覚障害者にとって重要なFAXやメールによる選挙運動を、インターネット解禁とあわせて実現できるよう検討します。

5-2) について

政見放送の手話通訳配置、選挙公約の音訳など、最大限の情報保障を実施します。

6. 障害者差別禁止法について

差別禁止部会では、社会の理解を深めるために「差別」の定義を示して、どのようなことが差別にあたるのか「共通の物差し」を示すこと、さらに、合理的配慮や均等待遇の実現、身近な調停・相談機関の設置など紛争解決の仕組みを盛り込むなど、的確な内容です。国連差別撤廃条約にもとづく提言であり、これに沿って障害者差別禁止法を実現し、国連障害者権利条約の批准に向けて歩を進めるべきです。

7. 情報・コミュニケーションを保障する法律・制度の必要性について

情報・コミュニケーションは生きるための権利です。情報・コミュニケーションを保障する法律・制度は必要です。聴覚障害者のみならず、他の障害者を含めた普遍的な制度として制定すべきです。

8. その他

「私たち抜きに私たちのことを決めないで」。共生社会の原点であると考えます。「専門知識の独占」に対して利用者が主体的に影響力を行使し、専門集団と連帯して行政やサービス実施者と協働で取り組む“利用者民主主義”を育てていくことが重要だと考えます。

(以上)